

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定

○県営土地改良事業の工事の完了

○昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号(海岸保全区域の指定)の一部
改正

○都市計画事業の事業計画変更の認可

○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所についての届出

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良区の定款変更の認可

○土地改良区役員の就任の届出

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○開発行為に関する工事の完了(二件)
監査委員
(建築宅地課)

○包括外部監査結果に関する報告の公表
正 誤
(五)

○包括外部監査人の監査の事務の補助

○宮城県公報第二一五二号中

告 示

○宮城県告示第四百十四号

ページ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇三〇〇一八〇	さくら学園 塩竈市杉の入四一三 一八	就労継続支援B型	社会福祉法人 嶋福社会	平成二十六年 四月一日
〇四一〇九〇〇〇八八	さくらんぼ 多賀城市桜木三 一四 一 仙台テクノロ ジーズ社 ンター内復興 パーク	就労継続支援B型	社会福祉法人 嶋福社会	平成二十六年 四月一日
〇四一二六〇〇一六五	梨花 宮城県郡府町加瀬 字 川迎二十八一 一	就労継続支援B型	社会福祉法人 嶋福社会	平成二十六年 四月一日

○宮城県告示第四百十五号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十六年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
馬牛沼	ため池等整備事業	平成二十六年三月二十八日

○宮城県告示第四百十六号

昭和三十五年宮城県告示第三百四十五号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。
平成二十六年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台台湾沿岸浦戸海岸寒風沢地区海岸本屋敷地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 浦戸海 寒風沢 新本屋敷 基点A点
仙台湾 岸 地区海 地先海岸 塩竈市浦戸寒風沢字新本屋敷二五番地の北緯三八度一九
沿岸 分四四秒六〇六二東経一四一度〇七分三三秒一九一六の地
点

○宮城県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年四月二十二日

一 施行者の名称

山元町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

宮城県知事 村 井 嘉 浩

補助点	(1) 北緯三十八度一分四十七秒四四一五東経一四二度
〇	(2) 北緯三十八度一分四十九秒四三九二東経一四一度
〇	(3) 北緯三十八度一分五十一秒四八四九東経一四一度
〇	(4) 北緯三十八度一分五十二秒七六八四東経一四一度
〇	(5) 北緯三十八度一分五十三秒三六五七東経一四一度
〇	(6) 北緯三十八度一分五十二秒三三二八東経一四一度
〇	(7) 北緯三十八度一分五十二秒三二二八東経一四一度
〇	(8) 北緯三十八度一分五十二秒〇七七三東経一四一度
〇	(9) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(10) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(11) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(12) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(13) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(14) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(15) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(16) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(17) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(18) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(19) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(20) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(21) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(22) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(23) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(24) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(25) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(26) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(27) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(28) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(29) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(30) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(31) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(32) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(33) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(34) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(35) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(36) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(37) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(38) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(39) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(40) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(41) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(42) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(43) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(44) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(45) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(46) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(47) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(48) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(49) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(50) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(51) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(52) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(53) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(54) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(55) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(56) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(57) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(58) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(59) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(60) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(61) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(62) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(63) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(64) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(65) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(66) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(67) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(68) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(69) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(70) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(71) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(72) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(73) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(74) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(75) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(76) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(77) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(78) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(79) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(80) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(81) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(82) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(83) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(84) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(85) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(86) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(87) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(88) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(89) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(90) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(91) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(92) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(93) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(94) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(95) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(96) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(97) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(98) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(99) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(100) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(101) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(102) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(103) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(104) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(105) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(106) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(107) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(108) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(109) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(110) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(111) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(112) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(113) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(114) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(115) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(116) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(117) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(118) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(119) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度
〇	(120) 北緯三十八度一分五十二秒〇四四二東経一四一度

2 名称

新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

変更無し

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業の事業計画変更の認可（平成二十五年十一月二十六日宮城県告示第九百八十三号）の事業地のうち、亘理郡山元町浅生原字館東、字新館前、字南山下並びに字日向地内において事業地の一部を変更し、同字作田山地内を加え、同字館前地内を削る。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、市街地再開発組合からその理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。
平成二十六年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 市街地再開発組合の名称

立町二丁目五番地区市街地再開発組合

二 事務所所在地

石巻市立町二丁目五番四号

三 理事長の氏名及び住所

氏名 浅野 仁一郎

住所 石巻市立町二丁目五番四号

○宮城県告示第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田郡村田町菅生土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
平成二十六年四月二十二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

一 就任した者

二
退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十六年四月一日	太田 勝夫	柴田郡村田町大字菅生字中細倉二十四番地	監事
平成二十六年四月一日	佐藤 圭司	柴田郡村田町大字菅生字余柄七十九番地	監事
平成二十六年四月一日	八巻 健太郎	柴田郡村田町大字菅生字町東裏二十四番地	監事
平成二十六年四月一日	佐々木 健次	柴田郡村田町大字菅生字道海十二番地	理事
平成二十六年四月一日	石山 春男	柴田郡村田町大字菅生字櫛挽五十八番地	理事
平成二十六年四月一日	小林 平一郎	柴田郡村田町大字菅生字龍前九番地	理事
平成二十六年四月一日	八巻 永久	柴田郡村田町大字菅生字西裏十二番地	理事
平成二十六年四月一日	北島 勝夫	柴田郡村田町大字菅生字三本木九番地	理事
平成二十六年四月一日	大泉 幸定	柴田郡村田町大字菅生字鍛冶谷四十二番地	理事
平成二十六年四月一日	佐藤 竹夫	柴田郡村田町大字菅生字折越四十三番地	理事
平成二十六年四月一日	小林 孝吉	柴田郡村田町大字菅生字宮田二十番地	理事
平成二十六年四月一日	小林 明弘	柴田郡村田町大字菅生字平四郎内一番地	理事
平成二十六年四月一日	石垣 幸平	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十三番地	理事
平成二十六年四月一日	高橋 睦男	柴田郡村田町大字菅生字平百五十四番地	理事
平成二十六年四月一日	高橋 洋一	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	理事
平成二十六年四月一日	小山 昭一	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十四番地	理事
平成二十六年四月一日	小林 公一	柴田郡村田町大字菅生字下宿二十七番地	理事

○宮城県告示第四百二十号

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

平成二十六年三月三十一日	尾本 澄夫	柴田郡村田町大字菅生字赤道四十八番地	理事
平成二十六年三月三十一日	小林 公一	柴田郡村田町大字菅生字下宿二十七番地	理事
平成二十六年三月三十一日	小山 昭一	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十四番地	理事
平成二十六年三月三十一日	高橋 洋一	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	理事
平成二十六年三月三十一日	高橋 睦男	柴田郡村田町大字菅生字平百五十四番地	理事
平成二十六年三月三十一日	石垣 幸平	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十三番地	理事
平成二十六年三月三十一日	太田 宏	柴田郡村田町大字菅生字長坂四十五番地	理事
平成二十六年三月三十一日	佐藤 竹夫	柴田郡村田町大字菅生字折越四十三番地	理事
平成二十六年三月三十一日	大泉 幸定	柴田郡村田町大字菅生字鍛冶谷四十二番地	理事
平成二十六年三月三十一日	鈴木 健治	柴田郡村田町大字菅生字西裏七番地	理事
平成二十六年三月三十一日	八巻 永久	柴田郡村田町大字菅生字西裏十二番地	理事
平成二十六年三月三十一日	小林 平一郎	柴田郡村田町大字菅生字龍前九番地	理事
平成二十六年三月三十一日	石山 春男	柴田郡村田町大字菅生字櫛挽五十八番地	理事
平成二十六年三月三十一日	佐々木 健次	柴田郡村田町大字菅生字道海十二番地	理事
平成二十六年三月三十一日	伊藤 征一	柴田郡村田町大字菅生字松日向三十三番地	監事
平成二十六年三月三十一日	八巻 健太郎	柴田郡村田町大字菅生字町東裏二十四番地	監事
平成二十六年三月三十一日	佐藤 圭司	柴田郡村田町大字菅生字余柄七十九番地	監事

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年四月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

○宮城県告示第四百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市稲井土地改良区の役員について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月二十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年三月二十五日	茂 木 嘉 昭	石巻市大瓜字小福地十五番地	監 事

○宮城県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北上川沿岸土地改良区の役員について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月二十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年四月一日	高 橋 利 一 郎	石巻市相野谷字柿木前百八番地	理 事
平成二十六年四月一日	佐 藤 新 一	石巻市北上町長尾字下沢十七番地	理 事
平成二十六年四月一日	佐 藤 幸 一	石巻市中野字新相野田入二百二番地	理 事
平成二十六年四月一日	大 内 健 一	石巻市北上町女川字坂下百十二番地	理 事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年四月一日	神 山 惣 一 郎	石巻市尾崎字宮下百四十七番地	理 事
平成二十六年四月一日	千 葉 昭 悦	石巻市北上町十三浜字月浜前二十九番地	理 事
平成二十六年四月一日	武 山 雄 一	石巻市小船越字川前無番地仮設越波側河川団地二一三三号	理 事
平成二十六年四月一日	武 山 勝	石巻市中島字大島山畑七十番地	理 事
平成二十六年四月一日	佐 藤 榮 一	石巻市針岡字蜂ヶ沢四十一番地	理 事
平成二十六年四月一日	武 山 裕 記	石巻市小船越字山畑八十六番地六	理 事
平成二十六年四月一日	生 出 勝 昭	石巻市皿貝字郷田三番地	監 事
平成二十六年四月一日	武 田 敏 雄	石巻市北上町橋浦字上大須百二十六番地	監 事
平成二十六年四月一日	今 野 勝 夫	石巻市針岡字狼三番地一	監 事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十六年三月三十一日	高 橋 利 一 郎	石巻市相野谷字柿木前百八番地	理 事
平成二十六年三月三十一日	佐 藤 新 一	石巻市北上町長尾字下沢十七番地	理 事
平成二十六年三月三十一日	佐 藤 幸 一	石巻市中野字新相野田入二百二番地	理 事
平成二十六年三月三十一日	大 内 健 一	石巻市北上町女川字坂下百十二番地	理 事
平成二十六年三月三十一日	神 山 惣 一 郎	石巻市尾崎字宮下百四十七番地	理 事
平成二十六年三月三十一日	千 葉 昭 悦	石巻市北上町十三浜字月浜前二十九番地	理 事
平成二十六年三月三十一日	武 山 雄 一	石巻市小船越字川前無番地仮設越波側河川団地二一三三号	理 事
平成二十六年三月三十一日	首 藤 仁 一 郎	石巻市中島字大島山畑十六番地	理 事
平成二十六年三月三十一日	高 橋 竹 也	石巻市釜谷字天神山十七番地	理 事

平成二十六年三月三十一日	三條 正也	石巻市長面字江畑二十七番地	理事
平成二十六年三月三十一日	生出 勝昭	石巻市皿貝字郷田三番地	監事
平成二十六年三月三十一日	武田 敏雄	石巻市北上町橋浦字上大須百二十六番地	監事
平成二十六年三月三十一日	大槻 幹夫	石巻市福地字国土四十四番地六	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月二十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
刈田郡蔵王町大字矢附字川原脇一番十、同字谷地七十四番一、七十四番三及び七十四番四の各一部

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

角田市毛萱字南戸ノ内二十一番地

株式会社アステム

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月二十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
岩沼市たけくま一丁目三十番五、三十番六、三十番七、三十番八及び三十番十三

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一

大和ハウス工業株式会社仙台支社
常務執行役員支社長 岡田 恵吾

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人菅博雄から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成26年 4月22日

宮城県監査委員 安 部 孝
宮城県監査委員 ゆ き み ゆ き
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

○宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 4月22日

宮城県監査委員 安 部 孝
宮城県監査委員 ゆ き み ゆ き
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

井 口 立 和 仙台市宮城野区銀杏町6番5号 マゾン・ザイスタリ101

榛 澤 まゆみ 仙台市若林区南石切町14番地の6

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成26年 4月23日から平成27年 3月31日まで

正 誤

○宮城県公報第二一五二号（平成二十二年四月二十七日付け）中

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

三	下	一	三條 正也	三條 正也
---	---	---	-------	-------

三	下	一〇	石巻市北上町橋浦字上大須百二十六番地	石巻市北上町橋浦字大須百二十六番地
---	---	----	--------------------	-------------------

三	下	一六	三條 正也	三條 正也
---	---	----	-------	-------